

重要事項説明書

【指定居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業】

和寿園訪問介護事業所

指定居宅介護等重要事項説明書

当該事業所は、ご利用者（以下「利用者」という）に対して、障害者総合支援法に基づく居宅介護等サービス提供をします。事業所の概要や提供するサービスの内容等、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、市町村の障害程度区分の認定を受け、介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

1. 事業所の概要

| | |
|------------------|--|
| 名 称 | 和寿園訪問介護事業所 |
| 所 在 地 | 兵庫県丹波篠山市高屋24番地 |
| 電話番号 | 079-593-0069 |
| FAX 番号 | 079-593-0070 |
| 事業所の種類 | 指定居宅介護事業所 兵庫県2811400148 重度訪問介護 同行援護 |
| 管理者の氏名 | 伊藤二葉 |
| 運営の方針 | 利用者の心身その他の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、及び食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。 利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努める。 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 |
| 実施している その他の事業 | 指定訪問介護事業所 兵庫県2871400509 指定介護予防訪問介護事業所 |
| 通常の実業の 実施地域 | 丹波篠山市 |

2. 営業時間

午前7時から午後8時

3. 職員の体制

| 職 種 | 配置基準(人) | 職務の内容 |
|-----------|---------|--|
| 管理者（兼務） | 1 | 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 |
| サービス提供責任者 | 1 | 利用の申し込みに係る調整、居宅介護等従事者に対する技術指導、居宅介護等計画の作成を行う。 |
| 居宅介護等従事者 | 2.5以上 | 指定居宅介護等の提供にあたる。 |

4. サービスの主たる対象者について

- ・居宅介護—身体障害者、知的障害者、精神障害者
- ・重度訪問介護—身体障害者・障害児
- ・同行援護—視覚障害を有する身体障害者・障害児

5. 「居宅介護等計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護等計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護等計画」は市町村が決定した「受給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実行日などを掲載しています。「居宅介護等計画」は利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付いたします。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

6. 当事業所が提供するサービス

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護

①身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

- ・入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- ・排泄介助…排泄の介助・おむつ交換を行います。
- ・食事介助…食事の介助を行います。
- ・衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- ・通院介助…通院の介助を行います。
- ・その他必要な身体介護を行います。

※医療行為はいたしません。

②家事援助（ご家庭に訪問し、調理・洗濯・掃除などの生活の援助を行います。）

- ・調理…ご利用者の食事の用意を行います。
- ・洗濯…ご利用者の衣類等の洗濯を行います。
- ・掃除…ご利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- ・買物…ご利用者の日常生活に必要な物品の買物を行います。
- ・その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

③同行援護（視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者につき、外出時において、当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供します。）

- ・移動及びそれに伴う外出時において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読）を行います。
- ・移動時及びそれに伴う外出時において必要な移動の援護
- ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※ご利用者以外の方の調理や洗濯、ご利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

7. 利用料金

(1) 利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業所が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス利用料金の1割（定率負担）を事業所にお支払いいただきます。個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

<加算について>

初回加算（月額200円）及び緊急時対応加算（1回につき100円・月2回を限度）に

については別途お支払いいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

- ①介護給付費対象のサービス利用者負担額は上限が定められています。
- ②利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。
- ③当事業所において利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合には、別途上限管理にかかる費用（月額150円）をお支払いいただきます。

<償還払い>

事業所が介護給付費額の代理受領を行わない場合には、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者には「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

(2) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

①交通費

前記1の事業実施地域にお住まいの方は無料です。

<サービス利用料金>

別紙料金表のとおり、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額(利用者負担)をお支払いいただきます。

<利用者負担の減免について>

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

| 区分 | 世帯の収入状況 | 1ヶ月あたりの負担上限額 |
|------|--------------------------------------|--------------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | 0円 |
| 低所得1 | 市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方 | 1,500円 |
| 低所得2 | 市町村民税非課税世帯 | 3,000円 |
| 一般 | 市町村民税課税世帯 | 9,300円 |

(3) キャンセル料について

利用予定日の前日までに申出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

| | |
|----------------------|-------------------------|
| 利用予定日の前日までに申出があった場合 | 無料 |
| 利用予定日の前日までに申出がなかった場合 | 当日の利用料金の10% (自己負担額分) |

(4) 料金のお支払い方法

料金・費用は1ヶ月毎に計算しご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア、下記指定口座への振込

- ・中兵庫信用金庫 丹南支店 普通預金0176623

口座名義：わじゅえんとくいでいしせつにゆうきょしやせいかつかいごじぎょうしよ 和寿園特定施設入居者生活介護事業所 かんりしや 管理者 いとうふたば 伊藤二葉

- ・丹波ささやま農協 西紀大山支店 普通預金 0021485

口座名義：しゃかいふくしほうじんわじゅえん 社会福祉法人和寿園 りじちよう 理事長 やまもと 山本 きよじ 喜代治

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う居宅介護等従事者

サービス提供時に複数の居宅介護等従業者が、交替してサービスの提供にあたります。

(2) 居宅介護等従事者の交替

①ご利用者からの交替の申し出

選任された居宅介護等従事者の交替を希望する場合には、当該居宅介護等従事者が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して居宅介護等従事者の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者からの居宅介護等従事者の指名はできません。

②事業所からの居宅介護等従事者の交替

事業所の都合により、居宅介護等従事者を交替することがあります。居宅介護等従事者を交替する場合は、ご利用者およびその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

③居宅介護等従事者は常に身分証明を携帯し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は、身分証明証の提示を行います。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

ご利用者は「4. 当事業者が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

②備品等の使用

居宅介護等サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。居宅介護等従事者が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) 居宅介護等従事者の禁止行為

居宅介護等従事者は、ご利用者に対する居宅介護等サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

①医療行為

②ご利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受

③ご利用者の家族等に対する居宅介護等サービスの提供

④飲酒及びご利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動

⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者の生命又は身体を保護

するため緊急やむを得ない場合は除きます
⑦その他ご利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

9. 事故発生時の対応方法について

- ①指定居宅介護等の提供を行っている時に事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護等支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ③指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 損害賠償保険への加入

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

| | |
|-------|-----------------------|
| 保険名 | 社会福祉施設総合損害補償 しせつの損害補償 |
| 補償の概要 | 対人・対物・管理財物賠償補償等 |
| 保険会社名 | 損害保険ジャパン |

11. 苦情の受付について

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

| | |
|---------|-----------------|
| 苦情受付担当者 | サービス提供責任者 細見 仁美 |
| 苦情解決責任者 | 管理者 伊藤 二葉 |
| 受付時間 | 毎日 8:30~17:30 |

行政機関その他苦情受付機関

| |
|--|
| ◇兵庫県 兵庫県社会福祉協議会 (兵庫県福祉サービス運営適正化委員会) 神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター内 電話番号 (078) 242-6868 受付時間 10:00~16:00 月~金 |
|--|

| |
|--|
| ◇市・区役所 丹波篠山市福祉事務所 (長寿福祉課障害福祉係) 丹波篠山市北新町41 電話番号 (079) 552-1111 (代) 受付時間 8:30~17:15 月~金 |
|--|

| |
|--------------------|
| ◇第三者委員 |
| 谷口 功 079-593-0226 |
| 熊谷 満 079-552-0850 |
| 佐藤 美鈴 079-593-1025 |

12. 契約の終了

①利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において通知することにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

②事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

③利用者は、事業者もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護等サービスを実施しない場合

二 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に反した場合

三 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

④事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

一 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

二 利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従業者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、著しい不信行為を行うことなどによって、本契約継続しがたい重要な事情を生じさせた場合

13. 自動的な契約の終了

一 利用者の介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合

二 利用者が死亡した場合

三 利用者が入院した場合

事業所はご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者のご家族の個人情報を用いません。

令和 年 月 日

時 分

場 所

居宅介護等の提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<説明者>

㊞

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅介護等サービスについての重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住 所

氏 名

㊞

<代理人>

住 所

氏 名

㊞

利用者との続柄等 ()

事業者 住 所 兵庫県丹波篠山市高屋 24 番地
法人名 社会福祉法人和寿園
理事長 山本 喜代治 ㊞

個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族等の個人情報については、令和 年 月 日付の契約締結における秘密保持に関し、下記の場合にその必要とする範囲内で使用することに同意します。

記

- 1 事業者が、障害者総合支援法に関する法令に従い、利用者のサービス計画に基づく指定居宅介護等及び重度訪問介護サービスを円滑に実施するため行うサービス担当者会議等において使用する場合
- 2 私（利用者）が入院等医療機関で受診するときに医療機関に対し、個人情報を使用する場合
- 3 事業者が、契約終了によって利用者を他の事業者へ紹介するなどの援助を行うに際し必要な個人情報を使用する場合

令和 年 月 日

和寿園訪問介護事業所
管理者 伊藤 二葉 様

利用者

住 所

氏 名

印

利用者家族又は代理人

住 所

氏 名

印